

本部役員および会計監査の任期中間の信任投票に関する規程

(目 的)

第一条 組合規約第三十条（役員の任期）第二項の規定に基づき、この規程を定める。

(選挙管理委員会)

第二条 信任投票に関する一切の業務は、選挙管理規程に基づく選挙管理委員会が行うものとする。

(業 務)

第三条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 信任投票の告示
- ② 投票および開票の管理
- ③ 信任、不信任の決定および告示
- ④ その他信任投票の管理に必要な事項

(実施時期)

第四条 信任投票の実施時期は、定期大会のおおむね一ヶ月前とする。

(対 象)

第五条 この信任投票は、信任投票の実施時期に本部役員および会計監査である者について行う。

(告 示)

第六条 信任投票の告示は、投票開始日の三日前とする。

(投票期間)

第七条 投票期間は、投票開始日から四日間とする。

(資 格)

第八条 投票権は、信任投票の告示の日の組合員名簿に登録され、かつ、投票日当日に組合員の資格を有するものとする。

(投票方法)

第九条 投票はすべて直接無記名投票によって行う。

(信任の決定)

第十条 信任は、投票総数の過半数以上をもって決定する。

(不在者投票)

第十一条 第八条に規定する投票権を有する者で、投票当日、公務、その他やむを得ない理由により不在となることがあらかじめ認知される場合には、別に定める不在者投票届に所定の事項を記入して、選挙管理委員会に申し出のうえ、不在者投票を行うことができる。

(規程の運用)

第十二条 この規程に定めのない事項については、選挙管理規程の例および執行委員会の決

定による。

(規程の改廃)

第十三条 この規程は、中央委員会の議決によって改廃することができる。

附 則

この規程は、1978 年 5 月 16 日から適用する。